

平成30年第12回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月12日(水) 午前9時28分から10時14分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
10番 鈴木 幸雄 君	11番 三浦 弘文 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 [ 欠員 ]	17番 鳥谷部 孝雄 君
18番 三浦 房雄 君	19番 中川原 隆雄 君

4. 欠席委員 (1人)

9番 佐々木 喜克 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について

第4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可  
に係る意見について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可  
に係る意見について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から平成30年第12回総会を開会いたします。  
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してありますとおります。  
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、9番佐々木喜克委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。  
会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、5番 佐々木 一榮 委員 及び  
17番 鳥谷部 孝雄 委員  
をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** [業務報告の朗読及び説明]

**会 長（岩井）** [業務報告の補足説明]

**会長職務代理（大沢）** [業務報告の補足説明]

**議長（岩井）** ただ今の報告について発言のある方は挙手をお願いします。

**8 番（竹原）** 7日の農業経営改善計画認定審査会の対象者は何名で、どこの地区の方か、可能であれば教えてください。

**事務局（黒沢）** 資料を準備しておりませんでしたので、詳しくは後ほどお知らせしますが、人数は7～8人で、川内地区の人がほとんどでした。

**14 番（北村）** 会長が出席した会議の報告がありましたけれども、耕作放棄地を解消するために助成をいただいて解消したというお話がありましたけれども、どういうふうな助成があるんでしょう。

**会長（岩井）** 地域によって中山間交付金や多面的機能支払交付金、そしてもちろん耕作放棄地再生利用交付金もありますが、自治体単独で特別な助成をしているということではなく、国の事業をうまく組み合わせながらやっているということです。

**議長（岩井）** ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3の報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（黒沢）** 議案書の1ページ報告第11号と参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は字姥堤●●、地目は田、面積は●●平方メートル、2番の農地の所在は字姥堤●●、地目は田、面積は●●平方メートル。1番2番とも借受人は同じ人で、病気のため耕作できなくなったということで合意解約になっています。

3番の所在は大字倉石又重字前田内沢の畑が2筆、面積は合計で●●平方メートル、4番の所在は同じく字前田内沢の畑が1筆、面積は

●●平方メートル。3番4番とも新しい借り手が決まって合意解約となっております。5番の所在は、大字扇田字姥坂の田になります。面積は●●平方メートルです。  
以上です。

**議長（岩井）** ただいまの報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第11号を終わります。

**議長（岩井）** ここで本来は調査委員ですけれども、事務局の都合がございまして、議案第48号を先に議題にしたいと思います。その後に調査委員の報告をお願いしたいと思います。

日程第4の議案第48号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の8ページ議案第48号をご覧ください。

五戸町長より平成30年11月26日付け五農林第372号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案36件で、合計面積は●●平方メートルです。

1-1から1-22までについては新規で中間管理機構への貸出しになります。

この内、1-21までについては粒ヶ谷地地区の圃場整備事業に係る貸出しで、全部で82筆、面積は合計●●平方メートルです。1-21までの申請は、すべて10年間の使用貸借となっています。この使用貸借は、「借り戻し」という言葉で表していますけれども、ほ場整備をするために一旦中間管理機構に貸し出して、整備後、貸し出した農地をその所有者が耕作するかたちになります。

1-22の所在は大字倉石中市字幸神、地目は畑、面積は●●平方メートルで、5年間の貸借です。

2番は大字倉石又重字前田内沢の畑が3筆です。これは先ほど報告第11号でご説明した農地です。5年間の貸借です。

3-1 は字熊野林後の田が 2 筆、合計面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。3-2 は字赤川前の田が 2 筆と字熊野林後の田が 1 筆、合計 3 筆で面積は●●平方メートル、こちらも 5 年間の賃貸借です。3-3 は字姥堤の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。3-4 は字幸ノ神前の田が 1 筆、面積は●●平方メートルで 5 年間の使用貸借です。

4-1 は字姥堤の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。4-2 は字筒口川原の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。

5 番は大字倉石石沢字石沢後の田が 2 筆、合計面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。

6-1 から 6-3 までは字上根前の田で、合計 5 筆、面積は●●平方メートル、いずれも 5 年間の賃貸借です。6-4 は字姥堤の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。6-5 は大字倉石中市字新山平の田が 2 筆、合計面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。

7 番は大字倉石又重字中崎の畑が 2 筆、合計面積は●●平方メートル、1 年間の賃貸借です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。

それでは採決いたします。議案第 48 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** ここで今月の農地調査会、担当調査委員は

7番 中里 光明 委員及び  
19番 中川原 隆雄 委員です。  
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

**議長(岩井)** それでは、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局(黒沢)** 議案書の3ページ議案第45号と参考資料の11ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案7件です。1番は贈与による所有権移転に関する件、2番から7番までは売買による所有権移転に関する件です。

1番から7番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。2番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円、3番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円、4番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円、5番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円、6番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円、7番の売買価格は●●円で、10アール当たり●●円、となります。

以上です。

**議長(岩井)** ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して中里光明委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

**中里光明 調査委員** 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の3ページ議案第45号と参考資料の11ページをご覧ください。12月4日に、岩井会長と中川原隆雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人が●●町に住んでおり、十分な管理が出来なくなったため、当該農地の隣接地に住んでいる母親である譲受人に贈与

するものです。譲受人は、引き続き水稻を作付けするそうです。

2番は、譲受人が10年前から借りている宅地とともに、隣接する農地を買い受けるものです。譲受人は、自家用野菜を栽培する予定です。

3番の農地は、譲受人の所有する畑と隣接しており、譲渡人が借り手を探していることを知った譲受人が売買を申し出て、買い受けることになったものです。譲受人は、ニンニクの作付を拡大するそうです。

4番は、平成27年から譲受人が賃貸借により耕作している農地ですが、譲渡人から売買の申し出があったため、買い受けることになったものです。譲受人は、引き続き、長芋とニンニクを交互に作付けするそうです。

5番は、譲渡人が高齢で後継者もいないため、同じ集落に住む譲受人に売り渡すことにしたものです。譲受人は、水稻又はニンニクを作付けする予定です。

6番の農地は、譲受人とその家族が所有する一団の土地の、角の部分に食い込むような形になっており、垣根の陰になるうえ面積も小さいことから、譲受人から申し出て買い受けることになったものです。譲受人は、自家用野菜を栽培する予定です。

7番は、譲渡人が高齢で、後継者も農業をやる見込みがないため、平成28年から使用貸借により当該農地を耕作している譲受人に売り渡すことにしたものです。譲受人は、水稻の作付けを続けるそうです。

以上です。

**議長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定いたしま

した。ここで暫時休憩いたします。

[ 休憩 ]

**議長（岩井）** 休憩を解きます。次に、議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局（早狩）** 議案書の 6 ページ議案第 46 号と参考資料の 25 ページをご覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は 1 議案 1 件です。

農地の所在は字上兎内●●と●●、どちらも畑です。面積は 2 筆で●●平方メートル、転用目的は農業用施設建設のためです。農地区分は農用地区域外で、立地基準はその他第 2 種農地と判断いたします。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、中川原隆雄調査委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**中川原隆雄 調査委員** 農地法第 4 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 6 ページ議案第 46 号と参考資料の 25 ページをご覧ください。

12 月 4 日に岩井会長、中里光明委員及び事務局職員 3 名と現地調査を行いました。

1 番は、住宅建て替えに伴い、仮住まいとするために農業用倉庫を増築したところ、隣接する自己所有の畑にはみ出してしまったため、その部分を分筆し、転用許可申請をするものですが、その調査の過程で、既存の農業用倉庫及び乾燥小屋が建っている住所地番の土地も地目が畑であることが判明したため、併せて申請するものです。県知事宛の始末書を添付しております。周囲の状況は、北側は水路、東側と西側は自己所有の宅地と畑、南側は町道で、生活排水は下水道に接続しており、周囲に影響がないことを確認しております。

以上です。



**議 長（岩井）** ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決します。  
議案第 46 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 46 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（早狩）** 議案書の 7 ページ議案第 47 号と参考資料の 34 ページをご覧ください。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です。

農地の所在は大字豊間内字地蔵平●●、地目は畑、面積は●●平方メートルです。転用目的は一般個人住宅の建築となっております。農地区分は農用地区域外農地で、立地基準は第 1 種農地で不許可の例外と判断いたします。

以上です。

**議 長（岩井）** ただ今の説明に関連して、中川原隆雄調査委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**中川原隆雄 調査委員** 、農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 7 ページ議案第 47 号と参考資料の 34 ページをご覧ください。

3 条・4 条と同じく 12 月 4 日に現地調査を行いました。

1 番は、実家で両親らと同居している譲受人が、実家が手狭にな

ったことから、自己住宅建設のため、祖父が所有する農地の一部を贈与により取得するものです。申請地の北側と東側は畑、西側が宅地、南側は町道になっています。生活排水は合併浄化槽で処理する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。  
以上です。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決します。  
議案第 47 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 47 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議 長（岩井）** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、五戸町農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年12月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員